

1 汚水処理構想策定の趣旨

1.1 奈良県汚水処理構想とは

奈良県の汚水処理施設の整備は、下水道、農業集落排水及び合併浄化槽等の各種の事業により実施していますが、市街地や農山村等を含めた奈良県全域において、効率的かつ経済的な汚水処理施設の整備を推進するためには、各汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性及び汚水処理の実情に応じた適正な整備手法の選定を行うことが不可欠です。

奈良県汚水処理構想は、汚水処理施設の、より一層の効率的かつ適正な整備を進めるための最適な処理方法のエリアを決めるものであり、汚水処理施設の整備計画を立案するうえで基本となる計画です。

1.2 汚水処理構想見直しの背景

奈良県では、平成5年度に「奈良県下水処理総合基本構想」を策定し、その後、社会情勢の変化に対応する形で、「奈良県汚水処理構想」として適宜見直しを行い、下水道、農業集落排水や合併浄化槽等の汚水処理施設の整備を進めてきました。

その結果、平成26年度末現在の汚水処理人口普及率は、87.5%に向上しましたが、全ての県民が等しく快適な生活を享受できる環境を創出するために、未普及地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要があります。

一方、昭和40年代から平成10年代に集中的に整備した汚水処理施設は、今後急速に老朽化が進行し、その機能を維持するための改築・更新に必要となる費用の増大が見込まれます。そのため、汚水処理施設のライフサイクルコストを最小化するための計画的かつ効率的な施設管理を行う必要があります。

さらに、将来の人口減少に伴い汚水処理事業の運営に必要な使用料収入が減少する一方で、既存施設の老朽化に伴い維持管理費用の増大が見込まれるため、汚水処理事業の運営がますます厳しくなることが想定されます。そのため、将来にわたって持続可能な汚水処理システムを構築するための効率的な経営を行う必要があります。

また、現在、地球温暖化の顕在化や世界的な資源・エネルギー需給のひっ迫が懸念され、循環型社会への転換、低炭素社会の構築が強く求められています。そのため、下水道施設において汚泥が持つエネルギーの有効活用を推進する必要があります。

1.3 汚水処理構想の見直し

前節で述べた背景を元に、国は、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(通知)【平成26.1.30付け 国土交通省・農林水産省・環境省】及び都道府県構想策定マニュアルをとりまとめています。

本マニュアルを参考に、奈良県は市町村と連携し、平成26年度から本構想の見直しに着手しました。

見直しに際しては、次のポイントを踏まえて検討を行いました。

- ▶ 汚水処理施設の整備が完了していない地域について、新たに時間軸の観点を盛り込み、今後10年程度で各汚水処理施設の整備が概ね完了することを目指します。
- ▶ 汚水処理施設の計画的な維持管理や既存施設の効率的な活用、発生する汚泥の有効活用等について検討を行い、持続可能な汚水処理システムの構築の実現を目指します。

この度、これらの観点を踏まえて、奈良県全体の広域的視点から市町村の整備計画について調整・検討した結果をとりまとめ、平成28年6月に「奈良県汚水処理構想」として策定しました。

■ 汚水処理施設の種類

集合処理	流域下水道	2市町村以上の区域の下水を排除し処理する広域的な下水道で、県が事業を行うもの。
	単独公共下水道	主として市街地における下水道を排除し単独で終末処理場を有する下水道で、市町村が事業を行うもの。
	流域関連公共下水道	終末処理場を有さず流域下水道に接続する下水道で、市町村が事業を行うもの。
	特定環境保全公共下水道	市街化区域以外の区域、計画人口が1,000～10,000人で、市町村が事業を行うもの。
	農業集落排水	農業振興地域内、計画規模が20戸以上、概ね1,000人以下で、市町村が事業を行うもの。
	コミュニティプラント	計画人口が101人以上30,000人以下で、市町村が事業を行うもの。
個別処理	個人設置型浄化槽	個人が設置・管理するもので、し尿と生活雑排水を合併処理するもの。
	市町村設置型浄化槽	市町村が設置・管理するもので、し尿と生活雑排水を合併処理するもの。
※ 以下は汚水処理施設として扱わない。		
※	単独浄化槽	浄化槽法により、新設は禁止。合併浄化槽への転換に努めるもの。
	くみ取り便所	下水道法により、下水処理の供用開始区域内では3年以内に公共下水道に連結された水洗便所に改造する義務があるもの。